

令和3年第2回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年2月10日					
招集の場所	嘉麻市役所5階会議室					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年2月10日 10時30分	開会宣言	岡本喜久生		
	閉会	令和3年2月10日 10時56分	閉会宣言	岡本喜久生		
付議案件	① 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について ② 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について ③ 議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について ④ 証明第1号 非農地証明願について ⑤ 通知第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席14名			欠席1名		
議事録署名委員	3番	嶋田 尋美	7番	田中 久		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	局長	井桁 徹典	局長補佐	松尾 典子		
農業委員 出席状況	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	縄田 緑	○	9	縄田 秀史	○
	2	萩尾 邦広	○	10	山口 義文	○
	3	嶋田 尋美	○	11	品原 勇二	○
	4	辻田 茂	×	12	山田 恵子	○
	5	縄田 精二	○	13	浅田 信	○
	6	日高 寛司	○	14	岡本喜久生	○
	7	田中 久	○	15	小山 修	○
	8	梶原 徳幸	○			

農地利用最適化 推進委員 出席状況	担当地区	氏名	出欠	担当地区	氏名	出欠
	牛隈	中島 嘉喜	○			
	馬見	縄田 和博	○			

第 2 回嘉麻市農業委員会総会（令和 3 年 2 月 10 日）

- 事務局長補佐 それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。
それでは会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモード
でお願いいたします。本日の出欠状況をご報告させていただきます。在任委員 15 名中、
出席者 14 名、欠席者、4 番 辻田委員の 1 名であり過半数を超えておりますので、会
議規則第 6 条に従い本総会は成立しておりますことをご報告いたします。
- 【配布資料の確認】
- 開会に先立ちまして事務局からご連絡いたします。
今回も引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、窓開けと席を離しての会
議とさせていただきます。また、農業委員会憲章の朗読及び審議表の読み上げ、事務局
説明についても引き続き中止させていただきますので、委員の皆さまのご理解、ご協力
をお願いいたします。
- それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。
- 副 会 長 只今より、令和 3 年第 2 回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局長補佐 会長挨拶をお願いいたします。
- 会 長 【会長挨拶】
- 事務局長補佐 それでは、会長より議事進行をお願いいたします。
- 議 長 本日の議事録の署名の委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご
異議ございませんか。
- 会 場 【異議なしの声】
- 議 長 議事録署名委員を 3 番の嶋田委員と 7 番の田中委員にお願いします。
それでは、議事に入ります。
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
- 事 務 局 それでは 1 ページをお願いいたします。
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 3 年 2 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

農地法第3条関係審議表番号1

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇〇番地〇外1筆 地目：田 地積：計5,359㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (80)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (79)

譲受人耕作地 自作地：41,784㎡ 借入地：63,934㎡ 計：105,718㎡ 貸付地：なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：6,481㎡ 借入地：なし 計：6,481㎡ 貸付地：5,997㎡ 申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転 売買

議長 審議番号1番について、地区担当：中島推進委員に説明をお願いいたします。

中島推進委員 申請者の〇〇氏から連絡があり、今まで利用権設定をしていた農地について、〇〇氏から子供は農業をしないので譲りたいとの申し出があり、売買で取得したいということです。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号1番について、ご質問はございませんか。

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入ります。審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

農地法第3条関係審議表番号2

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇 〇〇〇番地〇 地目：田 地積：651㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (74)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (70)

譲受人耕作地 自作地：14,402㎡ 借入地：8,116㎡ 計：22,518㎡ 貸付地：なし 申請事由：規模拡大

譲渡人耕作地 自作地：23,365.56㎡ 借入地：1,214㎡ 計：24,579.56㎡ 貸付地：3,100㎡ 申請事由：規模縮小

権利内容：所有権移転 売買

議長 続きまして、審議番号2番について、地区担当：中島推進委員に説明をお願いいたします。

中島推進委員 申請者の〇〇氏から連絡があり、〇〇氏から〇〇氏の農地に隣接する農地を数年前に購入したが、買ってほしいとの相談があり売買することになったとのこと。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 2 番について、ご質問はございませんか。

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので、採決に入ります。審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事 務 局 それでは、8 ページをお願いいたします。
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 3 年 2 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

農地法第 5 条第 1 項関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇字〇〇 〇〇〇番地〇 登記地目：田 現況地目：田 地積：499
㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇

転用目的：一般住宅建設 契約の種類：所有権移転売買 農地区分：第 1 種農地

議 長 審議番号 1 番について、地区担当：縄田推進委員に説明をお願いいたします。

縄田推進委員 申請人の〇〇氏から連絡があり、〇〇氏の農地を譲り受け、住宅を建築したいとのことでした。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか。

縄田（精）委員 12 ページの図面を見ていただきたいのですが、生活雑排水の排水先の水路の流末は農地となっており、常に雑排水が農地に流れ込むようになります。〇〇氏に確認したところ、県道の排水路へ変更するということでした。変更後の新たな図面で審議したいので

縄田（精）委員 継続審議としていただきたいと思います。

議 長 縄田委員から継続審議という提案がされておりますが、ほかにご質問はございませんか。

縄田（秀）委員 排水を県道の排水路に流すことに問題はないのですか。わざわざ図面の水路に流すのは何か理由があるのではないですか。

事務局 13 ページに建物平面図がございますが、水回りが南東のほうに集中しておりまして、そこから近い場所ということで当初は現在の水路に流すと聞いております。また、当初は水路の水の流れを示す矢印がなく、県道のほうに流れると聞いておりましたが、矢印の記入をお願いした際に水の流れが逆であることが判明し、放流先について地元との再確認をお願いしました。昨日、〇〇氏から電話がありまして、放流先を県道のほうに変更したいとのことでした。変更したい旨の連絡が、昨日のことですので図面の変更が間に合っていないというのが現状です。

縄田（秀）委員 県道のほうに流すことは問題ないということですね。

事務局 はい。

議 長 ほかにご質問はございませんか。

会 場 【なしの声】

議 長 図面の差し替えがあるということで、継続審議とすることについての採決をおこなうことで異議はありますか。

会 場 【なしの声】

議 長 それでは、採決に入ります。審議番号 1 番について、継続審議とすることに賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は継続審議とします。
 続きまして、議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。
 なお、本案については、利用権設定〇番、〇〇番、〇〇番が議事参与の制限に該当しますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員の退席をお願いいたします。

会 場 【委員退席】

事務局 それでは、15 ページをお願いいたします。
議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。
令和 3 年 2 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

(1) 利用権設定 新規 26 件 94 筆 169,642.37 m²、更新 11 件 49 筆 94,507.75 m²、計 37 件 143 筆 264,150.12 m²
(2) 所有権移転 1 件 1 筆 4,454 m²

議長 本案についてご質問はございませんでしょうか。

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入ります。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。ここで〇〇委員、〇〇委員、〇〇推進委員の入室をお願いします。

会場 【委員入室】

議長 続きまして、証明第 1 号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 それでは 24 ページをお願いいたします。
証明第 1 号 非農地証明願について
証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。
令和 3 年 2 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修

非農地証明願関係審議表番号 1
申請人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇
申請地：嘉麻市〇〇字〇〇〇〇〇 〇〇〇〇番地〇〇〇〇 台帳地目：畑 地積：760 m² 所有者：〇〇 〇〇

議長 審議番号 1 番について、地区担当：中島推進委員に説明をお願いいたします。

中島推進委員 申請人からは連絡はございませんでしたが、現地を確認したところ非農地であると思

中島推進委員	ます。
事務局	事務局から補足説明をさせていただきます。28 ページをお願いします。経過書にありますように昭和 49 年に住宅を建てるということで一度、転用許可を受けている土地でございます。現況については、次のページに写真を添付しておりますが農地の状態ではなく、課税についても農地としての課税されておられませんので、非農地証明を発行したいと考えております。
議長	只今、地区担当推進委員及び事務局の説明が終わりました。本案について、ご質問はございませんか。
会場	【なしの声】
議長	質問がないようですので、採決に入ります。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会場	【全員挙手】
議長	賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思えます。続きまして、通知第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局	それでは 30 ページをお願いいたします。 通知第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。 令和 3 年 2 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 小山 修
議長	本件は報告のみでございます。 最後に会議次第 5 番 その他に入らせていただきます。 事務局の説明を求めます。
事務局	その他について 【次回総会の日程について】 【賃借料情報の公表について】 【遊休農地の意向状況調査回答状況について】
議長	委員さんから何かご質問はございませんでしょうか。
会場	【なしの声】
事務局長	閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副 会 長 | 以上をもちまして、令和 3 年第 2 回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

3 番委員

7 番委員
